

岐阜県公報

号外 (一) 平成三十年十一月七日

目 次
告 示

豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類及び事業を停止する区域の指定

(畜 産 課)

ページ

岐阜県告示第六百十号

豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十三条及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則（昭和三十九年岐阜県規則第九十四号。以下「規則」という。）第五条の規定により、家畜の種類及び畜場において当該家畜に係る事業を停止する区域を次のとおり指定するので、規則第七条の規定により告示する。

平成三十年十一月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 家畜の種類
豚
- 二 指定区域
関市西田原

平成三十一年十一月七日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集 岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社